

学童保育の制度確立を
- 私たちの提言 -

1996年7月

全国学童保育連絡協議会

「学童保育の制度確立を - 私たちの提言」

もくじ

はじめに

- 1 学童保育の必要性はますます高まっています
- 2 学童保育の国の制度確立が必要です
- 3 学童保育の役割と位置づけ
- 4 私たちが望む国の制度の内容
 - 1) 学童保育の役割が保障される法的な位置づけとそのための適切な条文が必要です
 - 2) 制度の内容には次のことを含めることが必要です
 - (1) 子どもたちの生活の場に必要な内容を備えた学童保育専用の建物または部屋があること
 - (2) 父母の労働日と労働時間が基本的に保障される開設日・開設時間とすること
 - (3) 子どもたちに安定した毎日の生活を保障すること
 - (4) 指導員は専任・常勤でひとつの学童保育に常時複数の配置がされること
 - (5) 父母の協力のもとに、子どもと地域の実態に即した創意ある生活をつくることを保障すること
 - (6) 子どもたちの生活内容を充実させるために、指導員の研修内容を充実させ、労働条件を改善し、社会的地位の向上を図ること
 - 3) 以上の内容をともなった学童保育が、必要とするすべての地域（子どもの生活圏、小学校区単位）につくられ、財政的な保障も含めて将来にわたって安定して維持することができる国および地方自治体の制度の確立が必要です
- 5 法制化にともなう新たな施策の必要性

はじめに

現在、中央児童福祉審議会基本問題部会において児童福祉法の抜本的な見直しがすすめられており、学童保育（児童クラブ）の法制化も検討課題のひとつとされています。長年にわたって学童保育の国の制度確立を求めてきた全国学童保育連絡協議会として、法制化にあたっての私たちの要望を「提言」としてまとめました。この提言を踏まえたよりよい法制化が実現されることを心から願っています。

今日、働くことと子育ての両立を願う親たちは増え続けています。また都市化と核家族化にともなって子どもの遊び場や地域の近隣との関係など地域環境が大きく変貌するなかで、働く親たちにとって小学校に入ったわが子の放課後の生活を心配する声は切実なものとなっています。

働く親たちは、戦後まもなくから共働き・母子・父子家庭の小学生の放課後の生活の場である〈学童保育〉を生みだしてきました。学童保育は現在、8100か所を越える数となっており、毎年約300か所ずつ増え続けています。

いまや社会的にも必要性が確固としたものになっている学童保育ですが、いまだ法的には位置づけられていません。憲法や児童福祉法、子どもの権利条約、ILO第156号条約などの精神からしても早急に学童保育の制度を確立することは国の責務だと考えます。そのための重要なステップとして、私たちは働く親たちの願いにそった形で学童保育を児童福祉法に位置づける国の法制化を強く求めます。

1 学童保育の必要性はますます高まっています

働くことと子育てを両立したいということは人間として普通の願いです。厚生省の調査によれば小学校低学年の子どもを持つ母親の4割が働いており、共働き・母子・父子家庭の親たちが安心して子どもを生み育てることができ、働く親を持つ子どもたちが健やかに育つ社会的なシステムが求められています。

学童保育には、共働き・母子・父子家庭の小学生の放課後および春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることとその家族の生活を守るという役割があります。

こういう役割を持つ学童保育の必要性はますます高まっており、学童保育の広がりのおかげで社会的に認知されてきています。

2 学童保育の国の制度確立が必要です

- (1) 学童保育は、都市部ではもちろんのこと、今日、学童保育の全国的な整備が緊急に求められています。
- (2) 現在、全国に8143か所の学童保育があります（1995年5月現在、全国学童保育連絡協議会調べ）。その施策は自治体の方針によって千差万別です。しかも多くのところでは、運営は不安定であり、生活の場としての施設設備は貧困であり、指導員は劣悪な労働条件のもとで働いているという実態があります。
- (3) 子どもたちの放課後の生活を保障するためには一日も早い学童保育の全国的な水準の向上が必要です。そのためには国による最低水準の確保が求められています。
- (4) 現在、厚生省がおこなっている放課後児童対策事業（児童クラブ事業）は、国の責任があいまいな予算補助です。しかも、児童数20人未満は対象とならず、国と地方自治体を合わせても1か所当り年間補助額は約110万円（非常勤の指導員1人分の人件費分）に過ぎず、実際の学童保育の年間運営費の約1割に過ぎません。また施設整備に対する補助もないなど、学童保育の実態と役割からみてもたいへん不十分なものです。
- (5) 児童福祉法にもとづく学童保育の制度化を求める請願は、過去に三度にわたって国会（衆・参両院）で採択されており、学童保育の制度化は国民の強い願いであると同時に、国会の意思でもあります。
- (6) 憲法第25条「生存権」、第27条「労働権」などの国民の権利と国の責務、児童福祉法第1条、2条の児童育成の理念と国と地方自治体の責任、子どもの権利条約第3条の「子どもの最善の利益」の考慮および第18条2項・3項の「働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利と国の措置の義務」、ILO（国際労働機関）の「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（第156号条約）の家族的責任を持つ労働者の特別なニーズに応じた国の措置の義務などからしても、学童保育を国および地方自治体が公的に責任をもっておこなうことは当然のことと考えます。
- (7) 以上のことから、学童保育を児童福祉法に位置づけるとともに国および地方自治体が公的に責任を持つ制度として確立することが必要です。

3 学童保育の役割と位置づけ

- (1) 学童保育は、共働き・母子・父子家庭の小学生を対象としています。
- (2) 学童保育は、共働き・母子・父子家庭であることによって固有の援助を必要とする子どもたちが登録（入所）して毎日通ってくるところです。児童館のように広く一般児童を対象とするところではありません。

- (3) 学童保育は放課後の生活の場であり、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活が保障され、あわせて子どもの成長段階に見合った適切な働きかけ・援助がおこなわれなければなりません。
- (4) 学童保育は、働くことと子育ての両立のために必要な施設であり、保育所と同様に公共性の高いものです。学童保育を必要とする子どもの親から申請があれば、行政はそれに応える公的な責任があります。
- (5) 子どもたちの生活の重要な一部を担っている学童保育は、将来にわたって安定的な制度として確立されることが必要です。

4 私たちが望む国の制度の内容

1) 学童保育の役割が保障される法的な位置づけとそのための適切な条文が必要です
学童保育には、共働き・母子・父子家庭の小学生の放課後（春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障し、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという役割があります。

法制化にあたっては、学童保育の役割が保障されるよう法的に位置づけられ、条文として適切に表現されることが必要です。

2) 制度の内容には次のことを含めることが必要です

(1) 子どもたちの生活の場に必要な内容を備えた学童保育専用の建物または部屋があること

学童保育は子どもたちの毎日の生活の場であり、たんなる遊び場ではありません。子どもたちの毎日の生活が継続的に保障されるような内容を備えた学童保育専用の施設（室）が必要不可欠です。

学童保育の施設には、子どもたちがゆったり過ごせる一定の広さが必要です。部屋としては生活室、静養室、遊び室が必要です。

学童保育には、生活の場に必要設備・備品が備えられていることが不可欠です。トイレ・手洗い場・台所設備・事務スペース・電話・個人ロッカー・くつ箱は最低必要です。学童保育には近くに屋外の遊び場が必要です。

(2) 父母の労働日と労働時間が基本的に保障される開設日・開設時間とすること

学童保育は、学校開設日の放課後と、春・夏・冬休み等の学校休業中の開設も含めて年間を通して開設されることが必要です。

春・夏・冬休み等の学校休業日は、親の勤務時間に見合った朝からの開設が必要です。

新入学児童の入学式前からの受入れも必要です。

開設時間は、通勤事情等も加味した父母の労働実態に見合っ設定されることが必要です。

土曜日、学校休業土曜日も、親の労働実態に見合っ開設される必要があります。

(3)子どもたちに安定した毎日の生活を保障すること

子ども自身が学童保育を生活の場として受け止め、よりどころとできるようやすらぎのある安定した毎日の生活を保障することが必要です。

そのためには以下の内容が最低限必要となります。

(ア) 子どもの健康管理、安全管理

(イ) 一人ひとりの子どもの生活の援助

(ウ) 集団での安定した生活の維持

(エ) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助・働きかけ

(オ) 家庭との連携(子どもの状況把握、家庭との連絡・相談)

(カ) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

障害を持っている子どもも入れるよう、施設整備や指導員の配置など条件整備が図られなければなりません。

学童保育に通う子どもたちが地域の他の子どもたちとともに遊ぶことを保障することが必要です。そのためには学童保育内の生活だけではなく、学齢期にふさわしい地域のなかでの生活をつくる必要があります。

(4)指導員は専任・常勤で、ひとつの学童保育に常時複数の配置がされること

学童保育では、多様な子どもたちが一緒に生活しています。指導員には、一人ひとりの子どもの健康や安全を守り、自由な遊びの保障も含めて毎日の継続した生活を援助する仕事があります。また、学校や保育所のように複数クラス制ではなくほとんどが地域の中で独立して営まれています。一人では事故等の対処もできません。したがって専任で常時複数の指導員配置は欠かすことはできません。

指導員は、(3)- の(ア)から(カ)までの内容をもった毎日の生活を援助するのが仕事です。そのためには、準備や打ち合わせなどの実務も必要であり、フルタイム勤務が必要です。しかも、春・夏・冬休みなどの学校休業日は、1日開設であり、指導員は朝からの勤務となります。

(5)父母の協力のもとに、子どもと地域の実態に即した創意ある生活をつくることを保障すること

学童保育における子どもの生活は、子どもたちの状況と地域の実態に即した創意ある内

容であることが必要であり、学童保育ごとの自主性が重んじられなければならないものです。そのためにも父母会・保護者会との協力、連携が必要不可欠です。

学童保育の生活内容についての「指針」等をつくるならば、指導員が父母の協力を得て創意ある実践ができることを保障する内容とすることが必要です。

(6)子どもたちの生活内容を充実させるために、指導員の研修内容を充実させ、労働条件を改善し、社会的地位の向上を図ること

指導員は、子どもたちが安心して生活を送ることを保障しながら、一人ひとりの子どもの地域・家庭環境、学校とのかかわりなどを把握し、子どもの気持ちや状況、課題をとらえた適切な援助をすることが仕事であり、専門的な知識・技能が求められます。

そのためには、学童保育の役割と内容に即した研修と自主的な研修の機会の保障が必要です。さらに、研修体系の確立と養成機関が必要です。

指導員には、常勤で仕事に専念でき、安定した生活が可能となる賃金などの労働条件が保障される必要があります。

以上のことを通して、指導員の社会的地位の向上を図ることが必要です。

- 3) 以上の内容をともなった学童保育が、必要とするすべての地域(子どもの生活圏、小学校区単位)につくられ、財政的な保障も含めて将来にわたって安定して維持することができる国および地方自治体の制度の確立が必要です

5 法制化にともなう新たな施策の必要性

学童保育の実態は実にさまざまです。法制化によって既存の学童保育や指導員が法の適用外になる場合には、新たに国および地方自治体は公的な施策を講じる必要があります。